琉球大学学術リポジトリ

近代国家の正統性と先住民族

メタデータ	言語:
	出版者:
	琉球大学人文社会学部・琉球大学大学院法務研究科
	公開日: 2021-10-18
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 落合, 研一, Ochiai, Ken-ichi
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/49908

《特集》

近代国家の正統性と先住民族

The legitimacy of the modern nations for indigenous peoples

落　合　研　一

1．はじめに

2019（平成31）年4月26日、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」、いわゆる「アイヌ施策推進法」が法律第16号として公布され、5月24日に施行された。同法は、内閣官房長官を座長とする「アイヌ政策推進会議」における検討を経て制定されたものだが、この会議の役割は、2008（平成20）年に内閣官房長官の私的諮問機関として設置された「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告書の具体化であることから、報告書におけるアイヌ民族の認識、先住民族の定義が、同法および同法に基づく今後のアイヌ政策の基礎になる。

報告書は、先住民族について、「国としての政策展開との関係において必要な限りで」定義を試み、「一地域に、歴史的に国家の統治が及ぶ前から、国家を構成する多数民族と異なる文化とアイデンティティを持つ民族として居住し、その後、その意に関わらずこの多数民族の支配を受けながらも、なお独自の文化とアイデンティティを喪失することなく同地域に居住している民族である」とし[1]、「今後のアイヌ政策は、アイヌの人々が先住民族であるという認識に基づいて展開して行くことが必要」としている[2]。

そこで本稿では、先住民族の「先住」が「歴史的に国家の統治が及ぶ前」、「民族」が「独自の文化とアイデンティティを持つ」ものと定義された意義について検討する。

1　アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会「報告書」23頁。〈https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainu/dai10/siryou1.pdf〉（最終閲覧2021年6月30日）。

2　アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会「報告書」24頁。〈https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainu/dai10/siryou1.pdf〉（最終閲覧2021年6月30日）。

２．本稿における用語

「民族」は、人々を区別するために人々がつくりだした概念であり、「人種」や「国民」も同様である。そこでまず、「人種」、「民族」、「国民」の意味を明確にしておこう。

『広辞苑〔第７版〕』は、「人種」について、「人間の皮膚の色を始め頭髪・身長・頭の形・血液型などの形質的な特徴による区分単位。今日では人類を形質的な基準で分類することはできないとの批判があり、遺伝する特性を共有すると考えられる集団を指すことが多い」とし、「民族」については、「文化や出自を共有することからくる親近感を核にして歴史的に形成された、共通の帰属意識をもつ人々の集団。特に言語を共有することが重視され、宗教や生業形態が民族的な伝統となることも多い」と説明している。

つまり、「人種」とは、皮膚の色などの形質的な特徴ないし遺伝子の特徴によって人々を区別する概念であり、「民族」とは、共通の帰属意識によって人々を区別する概念であるといえよう。しかし、「民族」の定義で用いられている帰属意識やアイデンティティといった個々人の主観は、他者から認識されにくい。政治において、このような主観的要素だけで定義される「民族」を把握することは難しく、民族を政策の対象とするには、誰からも認識されやすい客観的要素も含めた定義が必要になる。そこで重要になるのが、言語をはじめとする文化であろう。広辞苑においても、文化は、共有することによって人々に共通の帰属意識をもたらすものと説明されている。そこで、本稿では「民族」を「言語をはじめとする文化や帰属意識によって区別される人々」とするが、この定義は、有識者懇談会が「民族」を「独自の文化とアイデンティティ」によって把握していることとも合致する。

他方、「国民」とは、「憲法によって確立された法的身分」である。日本国憲法は、10条に「日本国民たる要件は、法律でこれを定める」としており、これを受けて国会は、1950年に国籍法（昭和25年法律第147号）を制定した。現行法は、2018年に改正されたもの（平成30年法律第59号）だが、同法によれば、日本国民とは日本国籍を有する者である。そして、例えば2条3項は、「日本で生まれた場合において、父母がともに知れないとき、又は国籍を有しないとき」には日本国民とするとし、また４条は、「日本国民ではない者（以下「外

国人」という。）は、帰化によつて、日本の国籍を取得することができる」と定めている。このように、海外諸国で暮らしていた日本国籍のない者が、日本国籍を取得して日本国民になることができる法制度となっており、日本国民という法的身分を有する者には、海外諸国で暮らしていた様々な人種・民族の人々が含まれる。したがって、日本は、法制度と現状のいずれにおいても、単一民族国家ではなく多民族国家である。

ところで、『広辞苑〔第７版〕』は、「日本人」について、「①日本国に国籍を有する人。日本国民。②人類学的にはモンゴロイドの一つ。皮膚は黄色、虹彩は黒褐色、毛髪は黒色で直毛。言語は日本語」と説明している。このように、日本語の「日本人」には、人種・民族だけでなく、日本国民という法的身分の意味も含まれている。「日本人」の意味が人種・民族に限られているならば、「日本国民には、多数民族である日本人と先住民族であるアイヌ民族、帰化した様々な少数民族が含まれる」と説明できるが、「日本人」に日本国民という意味も含まれているため、アイヌ民族について研究している考古学、歴史学、文化人類学、言語学等の研究者たちは、「日本人」の意味を人種・民族に限ったものとして「和人」を用いている。「日本人」の意味を人種・民族に限定し、法的身分を意味する用語を「日本国民」として区別する方法もありうるが、「日本人」という用語の慣行に従い、本稿でも、人種・民族としての「日本人」を「和人」とする。

３．法学における近代国家の前と後

中学の歴史教科書などの日本史は、現在の日本国の領土に該当する地域における過去の事象を編年体で記述したものだが、軍事力の行使などによって変更させてはならないという規範的意味の「国境」という概念が確立され、現在の世界地図の国境線が定着したのは、1648年のウェストファリア条約以降であり、人類の歴史においては最近のことである。規範的意味の国境概念によって国家とその領土が明確に区別されることで、「国際」という概念も成立し、国際関係において独立・対等な「主権」という概念、つまり他国から干渉されることなく自国のことを自国だけで決定できる権限が確立された。そのため、現在の国際秩序は主権国家体制と呼ばれる。

ウェストファリア条約は、三十年戦争に加わっていたヨーロッパ各地の国王

たちによる合意文書である。国王たちは、国際関係における独立・対等な主権を、国内では唯一・最高のものとして自身に帰属させ、このような規範的意味を定着させるべく、王権神授説によって有力貴族や平民に対する統治権力を正統化するとともに、直属の国軍を常設して統治権力の実効性を担保し、絶対王政を確立した[3]。また、その国王を頂点とし、貴族・聖職者・平民（職人・商人・農奴）と続く身分制（アンシャン・レジーム）も確立された。その結果、国王に支配される人々、とりわけ身分制における平民は、国王の暴政に苦しめられることになる。それぞれの身分は世襲されるため、人々は自身の努力によって苦しい身分を脱することもできなかった。国王の暴政や世襲の身分という不自由に耐えかねた人々は、やがて自由を求めて絶対王政を打倒するとともに身分制を解体し、「近代国家」を成立させた。身分制の解体により、様々な身分に区分されていた人々はただの「ヒト（homme）」として析出される。日本の憲法学では、近代国家成立の意義について、ただのヒトとして析出された人々を唯一の法的身分である「国民」に統合することにより、「法の下の平等」を確立したところにあると説明される[4]。国民だけで構成される近代国家において、主権は必然的に国民に帰属するため、近代国家と国民主権国家は同義である。

国境・領土・国際主権・国内主権・近代国家などの概念には、以上のような規範的意味がある[5]。日本がこの意味の近代国家となったのは明治以降であり、近代国家である日本国の国境が縄文時代の地層まで貫かれているわけではない。実際に、現在の北海道は、和人による古文書等の史料では「蝦夷島」や「夷島」、アイヌ民族には「アイヌモシリ」や「ヤウンモシリ」と呼ばれていた。

3　正村俊之『グローバリゼーション』（有斐閣、2009年）14頁以下、小寺彰他著『講義国際法〔第2版〕』（有斐閣、2010年）2頁以下、杉原高嶺他著『現代国際法講義〔第5版〕』（有斐閣、2012年）2頁以下、岩沢雄司著『国際法』（東京大学出版会、2020年）7頁以下。

4　樋口陽一『国法学〔補訂〕』（有斐閣、2007年）7頁以下、樋口陽一編『ホーンブック憲法〔改訂版〕』（北樹出版、2000年）124頁以下［石川健治執筆］。

5　ベンノ・テシィケ著、君塚直隆訳『近代国家体系の形成－ウェストファリアの神話』（桜井書店、2008年）、明石欽司『ウェストファリア条約－その実像と神話』（慶應義塾大学出版会、2009年）、君塚直隆著『近代ヨーロッパ国際政治史』（有斐閣、2010年）などによれば、主権概念は、必ずしもウェストファリア条約によるものではなく、それよりも後に成立したという。しかし、本稿では、主権概念の成立時期はさほど重要ではなく、国境・領土・主権・近代国家といった概念の規範的意味を確認できればよいことから、経緯については従来の通説どおりに説明している。

アイヌ語で「アイヌ」とは、カムイ（神）との対比における人間を意味しており、アイヌモシリは「人間の世界」、ヤウンモシリは「陸の世界」という意味である[6]。本稿では、明治政府が明治２（1869）年に北海道という地名を決定する以前の「蝦夷島」ないし「アイヌモシリ」を「エゾ島」とする。

４．近世までの和人におけるアイヌ民族の認識

本稿は歴史学の論考ではないが、本章では、近代国家としての日本国が成立する以前の、和人におけるアイヌ民族の認識や、和人とアイヌ民族との関係史を概観する。

⑴　中世の和人におけるアイヌ民族の認識

本稿において、民族とは「言語をはじめとする文化や帰属意識によって区別される人々」であった。和人が、言語をはじめとする文化の差異から、エゾ島で暮らす人々を「私たち」とは異なる人々、つまり異民族として認識していたことを示す史料がある。歴史学においては、いつから和人がこのように認識していたのかも重要になると思われるが、本稿では、和人が成立させた近代国家のアイヌ民族にとっての外来性を示すため、日本が近代国家となる以前から、和人にそのような認識があったことを確認できればよい。

その代表的な史料が、延文１（1356）年に成立したとされる『諏訪大明神絵詞（権祝本）』であり、ここに以下のような記述がある[7]。

> 蝦夷カ千嶋ト云ヘルハ我国ノ東北ニ当テ大海ノ中央ニアリ、日ノ本・唐子・渡党此三類各三百三十三ノ嶋ニ群居セリト。一嶋ハ渡党ニ混ス、其内ニ宇曽利鶴子別ト前堂宇満伊犬ト云小島トモアリ。此種類ハ多ク奥州津軽外ノ浜ニ往来交易ス。…日ノ本・唐子ノ二類ハ其地外国ニ連テ、形体夜叉ノ如ク変化無窮ナリ。人倫禽獣魚肉等ヲ食トシテ、五穀ノ農耕ヲ知ス、九沢ヲ重ヌトモ語話ヲ通シ堅シ。渡党ハ和国ノ人ニ相類セリ。但鬢髪多クシテ、

6　北原モコットゥナシ、谷本晃久著『アイヌの真実』（ベストセラーズ、2020年）30頁以下。
7　『諏訪大明神絵詞（権祝本）』の原文については、海保嶺夫著『エゾの歴史－北の人びとと「日本」』（講談社、2006年）88頁以下から引用した。

遍身ニ毛ヲ生セリ、言語俚野ト云トモ大半ハ相通ス。…戦場ニ望ム時ハ丈夫ハ甲冑・弓矢ヲ帯シテ前陣ニ進ミ、婦人ハ後塵ニ随テ木ヲ削テ幣帛ノ如クニシテ、天ニ向テ誦呪ノ躰アリ。男女共ニ山壑ヲ経過スト云トモ乗馬ヲ用ス、其身ノ軽キ事飛鳥走獣ニ同シ。彼等カ用ル所ノ箭ハ遺骨ヲ鏃トシテ毒薬ヲヌリ、纔ニ皮膚ニ触レハ其ノ人斃（へいせ）スト云事ナシ。

この記述からは、概ね以下の内容を確認できる。

① 日本の北東にあって海に囲まれているエゾ島やその周辺諸島には、日ノ本・唐子・渡党という３種の民族が集住している。

② 渡党は、奥州津軽外ノ浜とエゾ島を交易のために往来しており、言語が俚野（田舎じみている）といえ、概ね意味を理解できる。

③ 日ノ本・唐子は、居住地域が外国にも広がっており、九沢（通訳）を介しても言語の意味を理解できない。

④ 戦うときには甲冑と弓矢で武装し、婦人は後方で木を幣帛（御幣）のように削り、呪文を唱える。

⑤ 箭（矢）につけられる骨角器の鏃には毒薬が塗られ、皮膚に纔（わずか）に触れただけでも死に至る。

現在の北海道、樺太、千島列島と日ノ本・唐子・渡党と記された各民族の居住地域の対応関係や、現在のアイヌ民族と各民族との対応関係はわからないものの、『諏訪大明神絵詞（権祝本）』を著したとされる諏訪（小坂）円忠が、現在の北海道、樺太、千島列島と考えられる地域に、言語、生業などの文化の異なる人々が集住していると認識していたことは明らかである。また、神事のために木幣を作製する文化、鏃に毒薬を塗った矢を用いる文化は、現在に伝わるアイヌ民族の文化と共通している[8]。

⑵　まとまった数の和人とアイヌ民族との接触

鎌倉幕府成立後の13世紀初頭、現在の東北地方北部は、津軽半島の十三湊

8　佐々木利和著『アイヌ史の時代へ－余瀝抄』（北海道大学出版会、2013年）79頁以下、北原モコットゥナシ、谷本晃久著『アイヌの真実』（ベストセラーズ、2020年）46－49頁、120頁以下。

を本拠とし、現在の秋田県北部から下北半島までを勢力範囲とする安東（藤）氏と、源頼朝による奥州藤原氏の追討に従って以来、現在の青森県東部から岩手県北部までを勢力範囲とする南部氏によって支配されていた。『諏訪大明神絵詞』によれば、鎌倉幕府は、安東氏を「蝦夷管領」に任じている。

室町幕府が成立すると、安東氏と南部氏はいずれも、将軍と直接の主従関係にあることを意味する「京都御扶持衆」になった。室町幕府は、安東氏に東北地方北部の西（日本海）側を、南部氏に東（太平洋）側を統治させることによって勢力の均衡を図ったわけだが、応永年間（1394 ～ 1428年）、安東盛季は弟たちを分家させ、盛季を下国宗家、鹿季（かのすえ）を上国（湊）家、通貞を潮潟家として勢力を拡大させた。下国安東氏は「奥州十三湊日之本将軍」と称していたが、1442年、南部氏の当主だった南部義政が十三湊に攻めこむと、下国宗家は敗走してエゾ島に逃れた。

下国宗家は、本拠回復に努めたが、盛季と嫡子の康季は病没し、その後、嫡子の義季も南部氏との戦いで亡くなって断絶した。潮潟家通貞の孫で、南部氏に捕らえられていた師季は、下国宗家の家督相続を許され「安東太政季」と称した。政季は、南部氏の監視を逃れてエゾ島に渡ると、1456年、湊安東氏の招きで男鹿半島に渡ったが、その際、渡島半島を上之国、松前、下之国に区分してそれぞれに守護と副守護を配する三守護体制を確立し、道南十二館を整備した[9]。

このように渡島半島南部で勢力を確立させようとする下国安東氏に対し、もともとエゾ島で暮らしていた人々は、当然のことながら反発した。地元勢力と下国安東氏との長年の抗争においてもっとも激戦となったのが、1457年の「コシャマインの戦い」である。コシャマインは、地元勢力を率いたリーダーだが、「コシャム」という名前に尊称の「アイヌ」が付され、音便によって「コシャマイン」になったという[10]。したがって、この当時、エゾ島で暮らしていた人々の呼称をアイヌ民族としてよいだろう。

9　田端宏他著『北海道の歴史〔第２版〕』（山川出版社、2012年）54頁以下、関口明他著『アイヌ民族の歴史』（山川出版社、2015年）58頁以下、北海道史研究協議会編『北海道史事典』（北海道出版企画センター、2016年）110頁以下［松崎水穂執筆］、118頁以下［田端宏執筆］。

10　アイヌ民族博物館監修『アイヌ文化の基礎知識』（草風館、1993年）13頁。

後に松前藩主となった松前家の『新羅之記録』によれば、コシャマインに率いられたアイヌ勢が道南十二館を立て続けに攻め落としたため、下国安東氏は茂別館と花沢館を残すのみという戦況に追いこまれたが、花沢館に客将として滞在していた武田信廣が七重浜でコシャマイン父子を討ちとって蜂起を鎮圧したという。

この功績を称えられた武田信廣は、上之国の守護であり花沢館の館主でもあった蠣崎季繁（すえしげ）の養女と結婚して蠣崎家の家督を継ぎ、上之国の守護となった。蠣崎季繁の養女は安東政季の娘だったことから、武田信廣は下国安東氏の婿ということにもなり、勝山館を設けて花沢館から移ると、エゾ島に不在の下国安東氏に代わって渡島半島を支配することになった。しかし、「コシャマインの戦い」の後も、アイヌの人々はしばしば道南十二館を襲撃した。信廣の嫡子である光広の代には、1512年のアイヌの攻勢によって志濃里館、箱館および新たに設けた与倉前館が陥落し、翌13年には大館が陥落している。光広は、実質的に大館の館主を服属させて修築し、徳山館と改称したが、1515年には再びアイヌの人々に攻めこまれている（ショヤコウジの戦い）。信廣の孫、光広の嫡子である義広の代になってもアイヌとの戦いが続いた。

ここで、「アイヌ民族」という呼称について補足しておく。まず、民族の呼称については、その民族の自称を尊重すべきであろう。とはいえ、民族としてのまとまりを意識し、「私たち」の呼称を「私たち」で決めたという民族は少ないように思われる。2008年に衆参両院で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」などで使われる現在の「アイヌ民族」は、「日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する」と認識した民族に和人がつけた呼称、いわば他称である。重要なのは、「近代国家としての日本国の成立」以前から現在に至るまで、言語をはじめとする文化や帰属意識の異なる民族が日本列島北部周辺、とりわけ北海道で暮らしていること、そして、「近代国家としての日本国の成立」以前から、和人がそのように認識してきたことを明らかにすることであり、その文化や帰属意識がいつ成立したか、その民族がいつからアイヌと呼ばれるようになったのかはさほど重要ではない。

なお、民族と人種は異なる概念であり、ひとつの人種にひとつの文化がある

わけではない。日本文化を担う人々とアイヌ文化を担う人々が同じ人種であったとしても[11]、異なる文化、異なる帰属意識の存在を否定することはできない。

⑶　和人とアイヌ民族とのエゾ島に関する取決め

16世紀までには、蠣崎氏による渡島半島南部の支配が確立された。信廣の曾孫、義広の嫡子である季広は、シリウチ（現在の知内町）周辺に居住するアイヌの首長チコモタインと、セタナイ（現在の瀬棚町）周辺に居住するアイヌの首長ハシタインとの和解内容を記した「夷狄之商舶往還之法度」において、アイヌとの交易の場を松前に限定するとともに、エゾ島西部から松前に来航するアイヌの交易船は上之国の天河沖で、エゾ島東部から松前に来航するアイヌの交易船は下之国の知内沖で帆を下げて通過するよう定めた。このことについて、エゾ島の上之国天河沖と下之国知内沖を結ぶラインの南側が「和人地」、北側が「蝦夷地」に区分されたと理解することもできる[12]。

蠣崎季広の嫡子である慶広は、1593年、豊臣秀吉から朱印状をもらってアイヌとの交易を独占すると、1599年には松前と改称して安東氏から独立する。幕府の成立後も、徳川家康の黒印状により、アイヌとの交易の独占を継続して認められた。

⑷　松前藩にとってのアイヌ民族

徳川幕府は、18世紀になると、年貢だけで歳出を賄うことが困難になり、鎖国政策によって既に独占していたオランダ・中国との貿易を重視するようになった。長崎の出島において両国と積極的に交易したが、交易収支は大幅な赤

11　埴原和郎著『日本人の起源』（朝日新聞社、1984年）。埴原は、「もともと日本列島には縄文人が暮らしていたが、やがて弥生人が渡来し、西日本を中心に縄文人との混血が進んだ。しかし、弥生人の生活圏が日本列島の南北両端におよばなかったため、琉球人とアイヌは縄文人の特徴を維持している」という「二重構造モデル」を提唱している。このような人類学の研究成果がアイヌ民族の存在を認めない主張の根拠として援用されることもある。

12　田端宏他著『北海道の歴史〔第２版〕』（山川出版社、2012年）54頁以下、関口明他著『アイヌ民族の歴史』（山川出版社、2015年）58頁以下、北海道史研究協議会編『北海道史事典』（北海道出版企画センター、2016年）110頁以下［松崎水穂執筆］、118頁以下［田端宏執筆］、141頁以下［谷本晃久］。

字であった。やがて支払に必要な金が不足し、続いて銀や銅も不足すると、中国で珍重されていた俵物（煎海鼠・干鮑・鱶鰭）や昆布を求めるようになる。しかし、エゾ島から長崎までの運送を請け負っていた商人による荷抜きが横行したこともあって、老中田沼意次は、俵物や昆布の重要な産地であるエゾ島の直轄統治を念頭に、幕府の勘定奉行と松前藩にエゾ島の調査を命じた。勘定奉行の普請役だった佐藤玄六郎、青島俊蔵、山口鉄五郎他２名が最上徳内他５名を従えて調査隊を編制し、1785（天明５）年と1786（天明６）年にエゾ島を実踏調査している。しかし、天明６年８月25日（1786年９月17日）に将軍家治が亡くなり、その２日後に田沼意次が失脚すると、エゾ島調査事業は中止され、調査隊はみな御役御免となった。それでも青島と最上は、しばらく松前に留まって調査の成果を『蝦夷拾遺』にまとめた。そこには、「惣じて蝦夷人日本の言葉を遣えば、通詞是をもとめて、令にそむきたる科のがれがたきを云て、償ひとして過料を出させ、その罪を購はするなり。また蓑笠を著用すれば前章の如し。草鞋、脚半等もまたかくの如し。日本の風俗に化し染ざる様にするは松前よりの掟なり」と書かれている[13]。

また、1792（寛政４）年のフランス革命に伴う戦争がヨーロッパに拡大し、千島列島を領土と宣言していたオランダの軍事力が低下すると、ロシアは勢力範囲を南に広げようとした。老中松平定信は、1792（寛政４）年のラクスマンの根室来航をその一端と捉えたが、翌92（寛政５）年に老中を辞した。老中首座となった松平信明は、ロシアの南下に備えるため、秦檍丸（はたのあわきまろ）に蝦夷地調査を命じた。秦檍丸は、1798（寛政10）年より蝦夷地を調査し、『蝦夷島奇観』、『蝦夷生計図説』、『蝦夷嶋図説』等にその成果をまとめた。これらの史料には、当時の和人の文化とは明らかに異なるアイヌ民族の文化が詳細に記録されている。

かなり断片的ではあるものの、ここまで確認してきた史料から、日本の中・近世における和人が異民族としてアイヌ民族を認識していたこと、和人とは異なる文化を共有するアイヌ民族がエゾ島で暮らしていたことは、明らかであるといえよう。

13　田端宏他著『北海道の歴史〔第２版〕』（山川出版社、2012年）125頁以下。

５．近代国家の正統性とアイヌ民族

2007年９月13日、第61回国連総会において、「先住民族の権利に関する国連宣言」が賛成144、反対４（アメリカ、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド）、棄権11で採択された。

日本政府は、「先住民族が集団又は個人として、国際連合憲章、世界人権宣言及び国際人権法において認められたすべての人権及び基本的自由を完全に享受する権利を有することを始め、先住民族及びその個人の種々の権利及び自由について述べたもの」であり、「基本的には、人権の保護に資するもの」として賛成したものの、翌年、日本政府は、同宣言には「先住民族」の定義がなく、国際的に確立した定義もないため、アイヌ民族が北海道に先住していたことは歴史的事実として認めるが、それが同宣言にいう「先住民族」であるかはわからない、との見解を示した[14]。しかし、2008（平成20）年６月６日に、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会において全会一致で可決されたため、日本政府も内閣官房長官の談話において、以下のような見解を示した。

> アイヌの人々に関しては、これまでも平成８年の「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」報告書等を踏まえ文化振興等に関する施策を推進してきたところですが、本日の国会決議でも述べられているように、我が国が近代化する過程において、法的には等しく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされたアイヌの人々が多数に上ったという歴史的事実について、政府として改めて、これを厳粛に受け止めたいと思います。
>
> また政府としても、アイヌの人々が日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族であるとの認識の下に、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」における関連条項を参照しつつ、これまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に取り組む所存であります。

14　答弁書第24号内閣衆質168第24号平成19年９月25日受領、答弁書第53号内閣参質168第53号平成19年11月20日受領。

この談話のとおり、同年7月に内閣官房長官の諮問機関として「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」が設置された。翌年に同懇談会から報告書が提出されると、提言の具体化について検討するため、内閣官房長官を座長とする「アイヌ政策推進会議」が設置された。

有識者懇談会報告書は、アイヌ民族を先住民族として認めた意義について、以下のように説明している。

> 今後のアイヌ政策は、国の政策として近代化を進めた結果、アイヌの文化に深刻な打撃を与えたという歴史的経緯を踏まえ、国には先住民族であるアイヌの文化の復興に配慮すべき強い責任があるということから導き出されるべきである。その復興により、再びアイヌの人々が、自分たちの意思に従って、独自の文化を保持、発展することができるような存在になることが重要である。
>
> ここでいう文化とは、言語、音楽、舞踏、工芸等だけでなく、土地利用の形態なども含めた民族固有の生活様式の総体という意味で捉えるべきであって、文化の独自性という場合には、そのような広い視点が必要であると考えられる[15]。

ここで重要なのは、先住民族について、国家を構成する多数民族と異なる文化やアイデンティティをもちながら、「その意に関わらず」この多数民族の支配を受けた民族と説明されていることである。

憲法学では、近代国家は社会契約によって成立したもので、その契約書が憲法であり、契約した人々が国民であると説明される。このような社会契約はフィクションだが、議会が制定する法律や、行政が実施する政策に国民が従わなければならないのは、国民が「選挙をとおして自身の主権を代表者に信託する代わりに、次期選挙まで代表者の決定に従うという代表民主制によって国家を運

15　アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会「報告書」24頁。〈https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainu/dai10/siryou1.pdf〉（最終閲覧2021年6月30日）。

営する」ということに合意しているとみなしているからである。このように、近代国家の正統性の淵源は、主権者である国民の合意にある。

中世ヨーロッパの絶対王政期に、主権を独占する国王によって支配され、不自由からの脱却、自由の獲得を希求していた人々が、革命をとおして新たに近代国家を設け、人種や民族に関係なく一律に国民となった歴史的経緯からすれば、国王の暴政に苦しむ経験を共有している人々が、ひとつの近代国家、すなわち国民主権国家を確立することに合意したとみなすことは可能であろう。

しかし、先住民族は、国王の暴政に苦しんだ人々が新たに設けた近代国家の領域外で暮らしてきた人々であり、近代国家成立以前の歴史的経験を共有していない。さらに、近代国家を設けた人々から、国民という「私たち」とは異なる「あなたたち」とみなされていた人々である。したがって、私たち先住民族も、あなたたち国民と一緒になって、現在の近代国家、すなわち国民主権国家を設けることに合意したとみなすことは難しい。有識者懇談会報告書が、先住民族は「その意に関わらず」国家を構成する多数民族の支配を受けたと説明しているのは、この趣旨であると考えられる。

日本の歴史学では、日本が近代国家になるのは、明治維新以前の幕藩体制を構成していた諸藩を廃止し、明治政府が日本を一元的に統治する中央集権体制を確立した1871年の廃藩置県以降であると説明されているが、日本が憲法学のいう近代国家、すなわち国民主権国家になるのは、日本国憲法が施行された1947年以降である。しかし、明治政府は、アイヌ民族が暮らし続けてきたエゾ島を北海道と改称し、本州以南と同じ「国郡制」を導入して、エゾ島を日本国の領土に併合した。また、1871年に「府藩縣一般戸籍ノ法」を布告し、アイヌ民族も「臣民一般（華族・士族・卒・祠官・僧侶・平民）」の平民として戸籍に編製され、いわば日本国民に統合された。以降、アイヌ民族は、固有の文化を否定されて同化を迫られ、本州以南から移住する和人が増えるにつれて土地を失い、政治的・経済的・社会的に不利な立場に追いこまれていく。このような歴史的経緯により、日本国憲法制定時も、アイヌ民族はそのまま日本国民とされた。日本国民である和人と同様に、アイヌ民族にも日本国憲法に明記されている様々な基本的人権が保障されるが、他方で14条のために、アイヌ民族だけに特別な権利を保障したり、特別な政策を実施したりすることが難しくなった。

日本の代表的な憲法学者であり、アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会の座長を務めた佐藤幸治は、アイヌ民族を先住民族として認めたことの意義について以下のように説明している。すなわち、日本国憲法が「国民」という場合、前文にある「われら日本国民」と憲法13条にある「1人ひとりの日本国民」という2つの次元がある。アイヌ民族を先住民族として認めたということは、「われら日本国民」には多数民族である国民と先住民族である国民という2種類の国民が含まれていることを明確に認めた、ということである。日本国憲法は、異なる文化を有する2つの民族が「われら日本国民」として共生してゆくことを求めている。そして、「1人ひとりの日本国民」という観点からは、アイヌの人々がアイヌであることに誇りをもって生きられる社会の実現が求められる。個々のアイヌの人々のアイデンティティを保障するためには、その拠り所となる民族の存在が不可欠であるから、その限りにおいて、アイヌ民族という集団を対象とする政策の合理性も認められなければならない[16]。

このように、有識者懇談会報告書は、日本国民の圧倒的多数を占める和人による同化圧力のもとで、アイヌ文化の伝承が困難になったことや、実質的に和人によって確立される法律や政策のもとで、アイヌ民族が社会的、経済的、政治的に不利な立場に追いこまれていったことは、アイヌ民族が合意なく日本国民に統合された帰結であるとし、日本の憲法事情も考慮しながら、アイヌ民族の帰属意識の源泉ともいえるアイヌ文化を復興することが国の責務であるとしたわけである。

本稿は、2020年度サントリー文化財団研究助成「学問の未来を拓く」の助成を受けた「環太平洋島嶼地域における外来政権による法秩序形成と発展－「環太平洋法学」構築への挑戦」の研究成果の一部である。

16　佐藤幸治『日本国憲法と先住民族であるアイヌの人びと』（北海道大学アイヌ・先住民研究センター、2011年）。